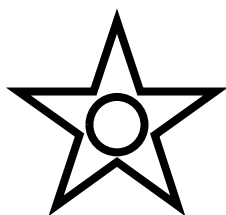


釧路市分別収集計画

(第 1 1 期計画)



2 0 2 6 (令和 8) 年 4 月

釧路市

目 次

1	計画策定の意義.....	2
2	基本的方向	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項.....	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	13
13	用語集.....	14

1 計画策定の意義

本市における容器包装廃棄物の分別収集は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、市民・事業者・行政の協力のもとに実施されてきた。この制度は、循環型社会の形成を推進するために不可欠なものであり、限りある資源の有効利用、ごみの減量化、最終処分場の延命化、温室効果ガス排出削減など、環境負荷の低減に寄与している。

本計画は、こうした取組を着実に推進するため、市町村が策定する分別収集計画として位置づけられるものである。計画の策定により、分別収集・再商品化の目標を明確にし、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって循環型社会の構築を目指すことができる。

また、近年における廃棄物処理やリサイクルを巡る状況の変化に対応しつつ、地域の実情に即した施策を展開していくことが求められており、計画的な取組を通じて、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指すことが重要である。特に、市民一人ひとりの分別意識の向上や事業者による排出抑制の取組、行政による効率的な収集・処理体制の整備を通じて、地域全体での役割分担と協働を進めることが不可欠である。

さらに、プラスチックを取り巻く状況については大きな変化があり、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法により、従来の「容器包装プラスチック」に加え、「製品プラスチック」についても資源循環の推進が全国的課題として位置付けられた。釧路市においては、製品プラスチックの分別収集・再商品化の具体的な処理ルートは現時点で確立していないが、プラスチック資源循環促進法第32条または第33条に基づく仕組みの活用可能性を含め、国や北海道、関係団体の動向を注視しつつ、今後の検討課題として位置付けることとする。

あわせて、本計画は社会情勢や制度改正の動向に対応しつつ柔軟に見直すことを前提としており、特に製品プラスチックに関しては、今後の法制度改正や処理ルートの整備状況を踏まえ、必要に応じて計画内容を追補し、適切に対応していくものとする。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした廃棄物循環型社会づくりを進める。
- ・自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の建設を進める。
- ・市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を進める。
- ・すべての関係者が一体となったごみ排出抑制と資源再利用促進化の取組を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年4月を始期とする5年間とし、2028（令和10）年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度	2030 (令和12)年度
容器包装廃棄物	8,479t	8,354t	8,229t	8,107t	7,986t
製品プラスチック 排出量見込	1,289t	1,269t	1,250t	1,231t	1,212t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民、事業者、再生業者及び行政がそれぞれの立場から、役割を分担し相互に協力、連携を図りながら次の各種事業を進める。

(1) 買い物袋の持参の推進

レジ袋等の容器包装の削減を図るために、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参などの市民周知を継続する。

(2) 集団資源回収の充実

市民団体による再生資源の集団資源回収の定着と促進を図る。

(3) 出前講座の実施

町内会、学校、PTA、サークルなどの勉強会・研修会等に市職員を派遣し、市民と行政が一体となってごみの減量化と分別などの取組を推進する。

(4) 教育・啓発活動の充実

小学生を対象とした教育資料の発行やリサイクル施設の見学を通して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果などに関する教育・啓発を行う。

(5) 市民啓発の実施

ごみの減量や適正な分別・リサイクルなどに関し、SNS（市公式ホームページ・Instagram・LINE・Facebook）、出前講座（随時）、くしろ消費者まつり（2月）など様々な機会を活用して啓発活動を展開する。

(6) ごみの適正排出の推進

各地域の「分別収集推進協力員」が中心となり、ごみの分別・排出についての理解を広め、適正な分別の推進を図る。

(7) 民間事業者との包括連携協定に基づくペットボトルのケミカルリサイクルの推進

㈱J E P L A N（ジェプラン）との「地域循環共生圏推進に関する包括連携協定」に基づき、再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂を100%使用した再生ペットボトルを製造する「ボトルtoボトル」の取組を推進する。また、この取組を市民啓発や出前講座などを通して地域に浸透させることにより、地域全体で石油由来の原材料の消費と二酸化炭素の排出を抑制し、循環型社会の形成を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

当市における中間処理施設（釧路市資源リサイクルセンター、音別町リサイクルセンター及び民間施設）の整備状況及び資源化状況を勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、市の収集体制・処理体制等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製 の容器	びん類
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック類
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「プラスチック製容器包装」と表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別収集する容器包装の種類		2026(令和8)年度		2027(令和9)年度		2028(令和10)年度		2029(令和11)年度		2030(令和12)年度	
缶	主としてスチール製の容器	136t		134t		132t		130t		128t	
	主としてアルミニウム製の容器	331t		326t		321t		316t		312t	
びん	無色のガラス製容器	(合計) 565t		(合計) 556t		(合計) 548t		(合計) 539t		(合計) 531t	
		(引渡) 533t	(独自処理) 32t	(引渡) 525t	(独自処理) 31t	(引渡) 517t	(独自処理) 31t	(引渡) 509t	(独自処理) 30t	(引渡) 501t	(独自処理) 30t
	茶色のガラス製容器	(合計) 532t		(合計) 524t		(合計) 516t		(合計) 508t		(合計) 500t	
		(引渡) 502t	(独自処理) 30t	(引渡) 494t	(独自処理) 30t	(引渡) 487t	(独自処理) 29t	(引渡) 479t	(独自処理) 29t	(引渡) 472t	(独自処理) 28t
	その他のガラス製容器	(合計) 279t		(合計) 275t		(合計) 270t		(合計) 266t		(合計) 262t	
		(引渡) 263t	(独自処理) 16t	(引渡) 259t	(独自処理) 16t	(引渡) 255t	(独自処理) 15t	(引渡) 251t	(独自処理) 15t	(引渡) 248t	(独自処理) 14t
	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	4t		3t		3t		3t		3t	
	主として段ボール製の容器	986t		971t		956t		942t		927t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（菓子箱、ボール箱など雑紙）		(合計) 1,986t		(合計) 1,955t		(合計) 1,926t		(合計) 1,897t		(合計) 1,868t	
		(引渡) 0t	(独自処理) 1,986t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,955t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,926t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,897t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,868t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		(合計) 880t		(合計) 867t		(合計) 854t		(合計) 841t		(合計) 828t	
		(引渡) 0t	(独自処理) 880t	(引渡) 0t	(独自処理) 867t	(引渡) 0t	(独自処理) 854t	(引渡) 0t	(独自処理) 841t	(引渡) 0t	(独自処理) 828t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計) 2,293t		(合計) 2,258t		(合計) 2,224t		(合計) 2,190t		(合計) 2,157t	
		(引渡) 0t	(独自処理) 2,293t	(引渡) 0t	(独自処理) 2,258t	(引渡) 0t	(独自処理) 2,224t	(引渡) 0t	(独自処理) 2,190t	(引渡) 0t	(独自処理) 2,157t
	(うち白色トレイ)	(合計) 21t		(合計) 20t		(合計) 20t		(合計) 20t		(合計) 20t	
		(引渡) 0t	(独自処理) 21t	(引渡) 0t	(独自処理) 20t	(引渡) 0t	(独自処理) 20t	(引渡) 0t	(独自処理) 20t	(引渡) 0t	(独自処理) 20t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みは、分別基準適合物等の収集実績を基に、人口変動率を乗じて算定した。

また、製品プラスチックについても、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の組成分析により得られた量を合計し、これに人口変動率を乗じて算定した。

なお、人口推移は当市が算出した値が5年単位で示されており、各年度は直線補完により算出した。

【釧路市の人口推移】

2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度	2030 (令和12)年度
150,514人 (対前年度比) 98.5%	148,209人 (対前年度比) 98.5%	145,958人 (対前年度比) 98.5%	143,760人 (対前年度比) 98.5%	141,612人 (対前年度比) 98.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当市では、釧路地域において1994（平成6）年10月からプラスチックを除く容器包装廃棄物の収集を開始し、1999（平成11）年10月からはペットボトル及び白色トレイの、2005（平成17）年4月からはプラスチック製容器包装の分別収集を実施している。（阿寒地域においては1996（平成8）年から段階的に、音別地域においては1999（平成11）年から分別収集を開始し、2005（平成17）年11月の3市町合併を機に分別区分を統一）

引き続き現行の体制により、分別収集を実施する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集	委託業者	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	委託業者	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	委託業者	
	段ボール	段ボール			
	その他の紙	雑がみ			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者	
	白色トレイ	白色トレイ			
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、びん類、紙パック、段ボール、雑がみ、ペットボトル、白色トレイについては、当市のリサイクルセンター（2か所）において選別・圧縮・保管している。

プラスチック製容器包装については、民間中間処理施設に処理を委託している（2008（平成20）年4月から）。

市有施設は導入から相当年数が経過し、老朽化が目立ってきていることから、適切な維持管理により長期的・安定的な処理体制を継続する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	専用集積場所（ステーション）
収集・運搬	収集車両	専用車両
選別・保管	リサイクルセンター	
	民間中間処理施設	

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	a. 缶類	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ 車	釧路市資源リサ イクルセンター （選別・圧縮・ 保管施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	b. びん類	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ 車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	c. 紙パック	ひもで縛る	2 t 平 ボ デ ィ 車	音別町リサイク ルセンター（選 別・圧縮・保管 施設）
段ボール	d. 段ボール			
その他の紙	e. 雑がみ	専用袋		
ペットボトル	f. ペットボトル	専用袋	4 t パ ッ カ ー 車	
白色トレイ	g. 白色トレイ			
プラスチック製容器包装	h. プラスチック 製容器包装	透明樹脂合成 袋		

分別収集に必要な施設計画（その１）

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物 等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理主体 等	参考欄 （現有施設状 況）
【排出段階】				
1 排出容器				
1.1 箱型プラスチック コンテナ	a. 缶類 （スチール缶、 アルミ缶の分 別不要） b. びん類 （種類別、色別 の分別不要）	（仕様） 材質：ポリプロピレン 容量： ・ 缶 青色コンテナ 120 ^{リットル} コンテナ 1 個の有効内寸 446 mm×690 mm×303 mm ・ びん黄色コンテナ 70 ^{リットル} 364 mm×540 mm×294 mm 数量：資源ステーション 1 カ所につきそれぞれ 1～3 個	市 設置、回 収 は委託業 者	1994(平成 6) 年 10 月から分別収 集済
1.2 専用袋	e. 雑がみ f. ペットボトル g. 白色トレイ	（仕様） 材質：ポリプロピレン 550 mm×1,170 mm 円柱型 材質：ポリプロピレン 550 mm×850 mm 円柱型 ・ ペットボトル、白色トレ イの回収袋は市の指定する 専用袋を使用	市 設置、回 収 は委託業 者	・ ペットボト ル、白色トレイ は、1999(平成 11)年 10 月から 分別収集済
1.3 専用網	h. プラスチック 製容器包装	（仕様） 材質：ポリエステル 3,000mm×3,000mm 透明又は半透明の袋で排 出	市 設置、回 収は委託 業者 市民	・ 2005(平成 17) 年 4 月から分別 収集済 ・ 2008(平成 20) 年 4 月から委託 業者により中間 処理
2 集積場所	a・b e～h	資源物専用集積ステーシ ョン利用	市	

分別収集に必要な施設計画（その2）

施設の種別	対象とする 容器包装廃棄物 等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
【運搬段階】				
1 専用車両				
1.1 回収用平ボディ 車	a. 缶類 b. びん類 c. 紙パック d. 段ボール e. 雑がみ	(仕様) 型式：最大積載量 2,000 kg 数量：14 台	委託 業者	・ 1994(平成 6)年 10 月から収集開始 ・ 1 台ごとに収集 区域を定め、a～e を一括収集
1.2 回収用パッカー車	f. ペットボトル g. 白色トレイ h. プラスチック製容器包装	(仕様) 型式：最大積載量 2,250 kg ボディ容量：8 m ³ 数量： ペットボトル・白色トレイ 5 台 プラスチック製容器包装 5 台	委託 業者	・ ペットボトル・白 色トレイは 1999(平 成 11)年 10 月から収 集開始 ・ プラスチック製容 器包装は 2005(平成 17)年 4 月から収集 開始

分別収集に必要な施設計画（その3）

施設の種別	対象とする 容器包装廃棄物 等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 （現有施設状況）
【中間処理段階】				
1 再生施設				
1.1 釧路市資源リサイ クルセンター ①選別・破碎圧縮 設備	a. 缶類 （スチール缶・ アルミ缶） b. びん類 （無色、茶色、 その他に分 別） f. ペットボトル g. 白色トレイ	（整備計画） 1994(平成6)年10月から供用 開始 （仕様） 主要機器：受入コンベア、アルミ選 別機、磁選機、金属圧縮 機 能力：缶 4 t / 日 （仕様） 主要機器：手選別コンベア 能力：びん 4 t / 日 （仕様） 主要機器：受入ホッパ、受入コン ベア、不適物除去コンベア、圧 縮梱包機 能力：ペットボトル 2.5 t / 日 （仕様） 主要機器：受入ホッパ、受入コン ベア、不適物除去コンベア 能力：白色トレイ 1.5 t / 日	市 管理 運営 は 委託 業者	整備年度：2024(令 和6)年度 整備年度：1994(平 成6)年度 整備年度：1999(平 成11)年度 整備年度：1999(平 成11)年度
1.2 音別リサイクルセ ンター ①選別・圧縮設備	a. 缶類 （スチール缶・ アルミ缶） f. ペットボトル g. 白色トレイ	（整備計画） 1999(平成11)年6月から供用 開始 （仕様） 主要機器：受入コンベア、アルミ選 別機、磁選機、圧縮機 能力：缶 0.5 t / 時 （仕様） 主要機器：圧縮減容機 能力：ペットボトル 0.07～ 0.1 t / 時 （仕様） 主要機器：加熱減容機 能力：白色トレイ 0.02 t / 時	市 管理 運営 は 委託 業者	

1.3 民間中間処理施設 ①圧縮梱包設備 ②破砕処理設備 ③固形燃料化設備	h. プラスチック 製容器包装	(整備計画) 2008(平成20)年4月から委託 開始 (仕様) 主要機器：圧縮包装処理 24 t / 日 破砕処理 24 t / 日 成形処理 16.8 t / 日	委託 業者	2008(平成20)年2 月稼動
1.4.1 ストックヤード ◎釧路地域	a. 缶類 (スチール) (アルミ) b. びん類 c. 紙パック d. 段ボール e. 雑がみ f. ペットボトル g. 白色トレイ	(仕様) 形状：上屋付ストックヤード [〃] $4\text{m} \times 6\text{m} \times 5\text{m} = 120 \text{ m}^3$ 形状：上屋付ストックヤード [〃] $4\text{m} \times 6\text{m} \times 5\text{m} = 120 \text{ m}^3$ 形状：屋外ストックヤード [〃] 無色びん $14\text{m} \times 15\text{m} \times 1.5\text{m} = 315 \text{ m}^3$ 茶色びん $14\text{m} \times 15\text{m} \times 1.5\text{m} = 315 \text{ m}^3$ その他びん $10\text{m} \times 15.4\text{m} \times 1.5\text{m} = 231 \text{ m}^3$ 合計 861 m^3 形状：上屋付ストックヤード [〃] $5.9\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 88.5 \text{ m}^3$ 形状：上屋付ストックヤード [〃] $8.6\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 129 \text{ m}^3$ 形状：上屋付ストックヤード [〃] $9\text{m} \times 5\text{m} = 45 \text{ m}^2$ 形状：上屋付ストックヤード [〃] $10\text{m} \times 15\text{m} \times 3\text{m} = 450 \text{ m}^3$ 形状：上屋付ストックヤード [〃] $9\text{m} \times 8\text{m} \times 1.5\text{m} = 108 \text{ m}^3$	市 管理 運営 は 委託 業者	使用開始：1994(平 成6)年度 使用開始：1994(平 成6)年度 使用開始：1994(平 成6)年度 使用開始：1994(平 成6)年度 使用開始：1999(平 成11)年度 使用開始：1999(平 成11)年度

1.4.2 ストックヤード ◎音別地域	a. 缶類	(仕様) 形状：上屋付ストックヤード [◇] $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$	市 管理 運営 は 委託 業者	使用開始： 1999(平成 11)年度
	b. びん類	形状：上屋付ストックヤード [◇] 無色びん $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$ 茶色びん $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$ その他びん $3\text{m} \times 3\text{m} \times 3\text{m} = 27 \text{ m}^3$ 合計 81 m^3		使用開始： 1999(平成 11)年度
	c. 紙パック	形状：上屋付ストックヤード [◇] $2\text{m} \times 5\text{m} \times 1.5\text{m} = 15 \text{ m}^3$		使用開始： 1999(平成 11)年度
	d. 段ボール	形状：上屋付ストックヤード [◇] $3\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 45 \text{ m}^3$		使用開始： 1999(平成 11)年度
	e. 雑がみ	形状：上屋付ストックヤード [◇] $2\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 30 \text{ m}^3$		使用開始： 1999(平成 11)年度
	f. ペットボトル	形状：上屋付ストックヤード [◇] $4\text{m} \times 5\text{m} \times 3\text{m} = 60 \text{ m}^3$		使用開始： 1999(平成 11)年度
	g. 白色トレイ	形状：上屋付ストックヤード [◇] $1\text{m} \times 1\text{m} = 1 \text{ m}^2$		使用開始： 1999(平成 11)年度
1.4.3 ストックヤード ◎阿寒地域	a. 缶類 (スチール)	(仕様) 形状：上屋付ストックヤード [◇] $4.5\text{m} \times 6\text{m} \times 2\text{m} = 54 \text{ m}^3$	市 管理 運営 は 委託 業者	使用開始： 1993(平成 5)年度
	(アルミ)	形状：上屋付ストックヤード [◇] $4.5\text{m} \times 6\text{m} \times 2\text{m} = 54 \text{ m}^3$		
	b. びん類	形状：屋外ストックヤード [◇] $3.6\text{m} \times 3.6\text{m} \times 1.9\text{m} = 24.62 \text{ m}^3$		使用開始： 1998(平成 10)年度
	c. 紙パック	形状：上屋付ストックヤード [◇] $1.8\text{m} \times 2.2\text{m} \times 1.8\text{m} = 7.12 \text{ m}^3$		使用開始： 1998(平成 10)年度
	d. 段ボール	形状：上屋付ストックヤード [◇] $3.6\text{m} \times 5.4\text{m} \times 4.18\text{m} = 81.25 \text{ m}^3$		使用開始： 1998(平成 10)年度
	e. 雑がみ	形状：上屋付ストックヤード [◇] $1.8\text{m} \times 2.2\text{m} \times 1.8\text{m} = 7.12 \text{ m}^3$		使用開始： 1998(平成 10)年度
	f. ペットボトル	形状：屋外ストックヤード [◇] $4.5\text{m} \times 12\text{m} \times 2\text{m} = 108 \text{ m}^3$		使用開始： 1993(平成 5)年度
	g. 白色トレイ	形状：屋外ストックヤード [◇] $1.8\text{m} \times 2.2\text{m} \times 1.8\text{m} = 7.12 \text{ m}^3$		使用開始： 1998(平成 10)年度

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものにするため、次の取組を進める。

(1) 分別収集推進協力員

分別収集を円滑でより効率的に行うため、分別収集推進協力員による排出指導等の強化を図る。(協力員は各町内会から推薦された役員)

- ① 発 足 1994(平成 6)年 9 月
- ② 任 期 1 年
- ③ 登録人数 2025(令和 7)年 3 月末現在 372 名
- ④ 主な任務
 - ア 分別収集地域住民啓発に関すること
 - イ 集団回収推進地域住民啓発に関すること
 - ウ ごみ排出及び資源物排出ステーションの協議に関すること
 - エ ごみ排出状況及び資源物排出の指導及び連絡に関すること

(2) 釧路市廃棄物減量等推進審議会

市民、事業者、消費者団体等からなる釧路市廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の減量化に向けた取り組み等について審議を進める。

- ① 発 足 1995(平成 7)年 7 月
- ② 審議会組織 委員 15 名(任期 2 年)

(3) 集団資源回収の支援

町内会等団体による集団資源回収に奨励金を交付する。

- ① 制度開始 2005(平成 17)年 7 月
- ② 奨励金 回収量 1 kg ごとに 2 円
- ③ 登録団体数 2025(令和 7)年 3 月末現在 276 団体

(4) (株)J E P L A N との「地域循環共生圏推進に関する包括連携協定」

当市と(株)J E P L A N は、地域環境保全と地域経済・社会活性化の両立としての「地域循環共生圏」の推進に寄与することを目的として、2022(令和 4)年 3 月 28 日に包括連携協定を締結した。この協定に基づき、次の事項について両者が連携して取組を進める。

- ① 域内資源循環に向けた取組の推進に関すること
- ② 消費行動のムーブメントづくりの推進に関すること
- ③ その他、両者の協議により決定した事項に関すること

製品プラスチックの分別収集及びリサイクルについて

- (1) 製品プラスチックの分別収集・再商品化の具体的な処理ルートは現時点で確立しておらず、現状は可燃ごみとして焼却処分されている。今後は、プラスチック資源循環促進法第 32 条または第 33 条に基づく仕組みの活用可能性を含め、国や北海道、関係団体の動向を注視しつつ、必要に応じて本計画を追補するなど、柔軟に対応していくこととする。

13 用語集

用語	説明
容器包装リサイクル法	正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）。市町村に容器包装廃棄物の分別収集計画策定を義務付け、事業者には再商品化義務を課している法律。
プラスチック資源循環促進法（プラ新法）	正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年施行）。製品プラスチックを含む幅広いプラスチックを対象に、設計・製造から回収・リサイクルまでの資源循環を促進する法律。
容器包装廃棄物	商品を入れるための「容器」や、商品を包む「包装」で不要になったもの。例：ペットボトル、飲料缶、紙パック、食品トレイなど。
プラスチック製容器包装（容器包装プラ）	容器包装廃棄物のうち、プラスチック製のもの。例：ペットボトル、食品トレイ、レジ袋など。※「容リプラ」と略されることもある。
製品プラスチック（製品プラ）	容器包装以外のプラスチック製品（ハンガー、バケツ、歯ブラシ、文房具など）。現時点では市の分別収集対象外で、可燃ごみで処理されている。
分別基準適合物	容器包装リサイクル法に基づき、適切に分別されてリサイクル可能な状態の容器包装廃棄物。市町村が収集したのち、再商品化事業者へ引き渡す。
再商品化	分別収集された容器包装廃棄物を、新しい製品や原材料に再生すること。ペットボトルから新たなペットボトルをつくる「ボトル to ボトル」などが例。
特定分別基準適合物	分別収集された容器包装廃棄物のうち、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会等）に引き渡し対象となるもの。
JEPLAN（ジェプラン）	株式会社 JEPLAN。ペットボトルを化学的に分解して高品質な再生 PET を生産するリサイクル事業者。釧路市は同社と包括連携協定を結び、ペットボトルリサイクルを推進。
RPF	Refuse derived Paper and Plastics Fuel の略で、廃プラスチックや紙屑から製造される固形燃料。市内工場などでボイラー燃料として利用されている。
廃棄物減量等推進審議会	「釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第7条」に基づき設置されている審議会。廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議する役割を持つ。
分別収集推進協力員	市が委嘱する市民ボランティア。地域において分別収集の啓発や不適正排出の改善に協力する。
集団資源回収	町内会や学校、清掃団体等が自主的に古紙や缶、びん等を回収し、資源化業者に売却する活動。釧路市は奨励金を交付して支援している。